

## 見積執行調書（公表用）

見積徴取年月日	令和8年5月26日	見積番号	31-35
委託名	量水器（口径30mm以上）取付・取替等委託（複数単価契約）		
委託場所	豊田市トヨタ町ほか地内	契約期間	自 令和8年6月5日 至 令和9年3月31日

業 者 名	見 積 書 記 載 金 額
三河商事（株）	別紙「見積価格比較表（公表用）」のとおり

回数	見積書記載金額（円）	備 考
1	別紙「見積価格比較表（公表用）」のとおり	決定

※上記金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額が、法令上の申込みに係る金額である。

設計金額 （消費税及び地方消費税を含む）	施行の方法
—	地公企令21条の13-1 2号随意契約

見積価格比較表（公表用）

量水器（口径30mm以上）取付・取替等委託（複数単価契約）

（税抜）

決定

名称	摘要	単位	予定数量	予定価格等		豊田水建（株）		碧洋管工（株）		コメジ・ソシオ（株）		小谷設備（株）		三河商事（株）		豊水管工（有）	
				単価	総額	単価	総額	単価	総額	単価	総額	単価	総額	単価	総額	単価	総額
直読式量水器取替業務	φ30mm φ40mm	個	121	¥47,000	¥5,687,000	¥47,000	¥5,687,000	¥50,000	¥6,050,000	¥41,000	¥4,961,000	¥60,000	¥7,260,000	¥40,000	¥4,840,000	¥46,500	¥5,626,500
隔測量水器取替・取付業務	φ30mm φ40mm	個	1	¥55,000	¥55,000	¥52,000	¥52,000	¥55,000	¥55,000	¥43,000	¥43,000	¥65,000	¥65,000	¥45,000	¥45,000	¥48,000	¥48,000
隔測量水器またはスマートメーター取替・取付業務	φ50mm	個	48	¥65,000	¥3,120,000	¥65,000	¥3,120,000	¥67,000	¥3,216,000	¥57,000	¥2,736,000	¥75,000	¥3,600,000	¥55,000	¥2,640,000	¥59,000	¥2,832,000
隔測量水器またはスマートメーター取替・取付業務	φ75mm	個	12	¥75,000	¥900,000	¥76,000	¥912,000	¥77,000	924,000	¥67,000	¥804,000	¥85,000	¥1,020,000	¥65,000	¥780,000	¥72,000	¥864,000
隔測量水器またはスマートメーター取替・取付業務	φ100mm	個	1	¥92,000	¥92,000	¥91,000	¥91,000	¥95,000	¥95,000	¥75,000	¥75,000	¥105,000	¥105,000	¥70,000	¥70,000	¥81,000	¥81,000
隔測量水器またはスマートメーター取替・取付業務	φ150mm	個	3	¥123,000	¥369,000	¥105,000	¥315,000	¥110,000	¥330,000	¥90,000	¥270,000	¥130,000	¥390,000	¥85,000	¥255,000	¥101,000	¥303,000
量水器撤去	φ100mm	個	1	¥48,000	¥48,000	¥47,000	¥47,000	¥50,000	¥50,000	¥40,000	¥40,000	¥65,000	¥65,000	¥40,000	¥40,000	¥47,000	¥47,000
量水器撤去	φ150mm	個	1	¥58,000	¥58,000	¥57,000	¥57,000	¥60,000	¥60,000	¥45,000	¥45,000	¥75,000	¥75,000	¥45,000	¥45,000	¥52,000	¥52,000
推定総金額				¥10,329,000		¥10,281,000		¥10,780,000		¥8,974,000		¥12,580,000		¥8,715,000		¥9,853,500	

※網掛けは、予定価格超過

# 入札執行調書

入札又は見積合せ	令和8年5月26日 午前11時0分 場所 上下水道局 総務課	入札番号	32-34
件名	豊田市水の官民連携要求水準書作成委託		
場所	豊田市西町ほか地内		
予定価格 (税抜)			
最低制限価格 低入札調査基準価格 (税抜)	_____	担 当 課	下水道施設課
落札金額			
入札書記載金額			
落札業者名	<b>不成立</b>		

入札業者名	入札金額		
	第一回	第二回	第三回
応札業者なし			

入札金額の3回目欄の金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号）適用による金額である。同額の場合地方自治法施行令第167条の9の規定によりくじにて決定。